

別紙様式第2号(3) (第158条第4項第1号関係) (令2農水令50・旧別紙様式第1号(3)
繰下)

〇〇漁業(水産加工業)協同組合〇〇事業年度部門別損益計算書

(単位:千円)

区 分	計	信	用	購	買	販	売	共	済	〇	〇	そ	他	指	導	共	通	管	理
事業収益 ①																			
事業直接費 ②																			
事業総利益 ③ (①-②)																			
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦)		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		△	(△)	
事業利益(損失) ⑧ (③-④)																			
事業外収益 ⑨																			
うち共通分 ⑩																	△		
事業外費用 ⑪																			
うち共通分 ⑫																	△		
経常利益(損失) ⑬ (⑧+⑨-⑪)																			
特別利益 ⑭																			
うち共通分 ⑮																	△		
特別損失 ⑯																			
うち共通分 ⑰																	△		
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)																			
指導事業分配賦額⑲																			
指導事業分配賦後税 引前当期利益 ⑳																			

(記載上の注意)

⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない額について記載すること。

(注)

1 共通管理費等及び指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(2) 指導事業

2 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

	信用事業	購買事業	販売事業	共済事業	○ ○	その他	合計
共通管理費等							100％
指導事業							100％

（記載上の注意）

共通管理費等として各部門に配賦された事業外損益（⑩、⑫）、特別損益（⑬、⑭）の額が相当多額であり、かつ、その配賦基準が共通管理費（⑥）の配賦基準と異なるときは、当該収益又は損失の勘定を付して、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記すること。